

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年6月までの期間及び50年8月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から50年6月まで
② 昭和50年8月から51年3月まで

会社を辞めた後に次の会社に就職するまでの間、両親が国民年金に加入し、保険料を納付してくれていたため、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していた両親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、付加保険料を納付している期間もあることから、申立人の両親の納付意欲は高かったと考えられる。

また、申立人には、昭和50年11月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人はその国民年金手帳記号番号の年金手帳を所持している上、49年6月1日までさかのぼって資格取得されていることから、申立期間の国民年金保険料の納付は可能であったと考えられる。

さらに、申立人の妹の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとされる申立人の両親が、申立人の妹の加入手続を行った時点で過年度分に当たる保険料についてもさかのぼって納付している上、申立人の妹における国民年金強制加入期間の保険料はすべて納付されていることから、申立人の両親が申立人の妹と同様に申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 49 年 3 月まで
昭和 49 年 3 月に結婚した。数か月後、国民年金保険料の未納のお知らせが届いた。私の妻が銀行で夫婦の預金を引き出し、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって、夫婦二人分合わせて 8 万円ほどを A 銀行 B 支店（当時）で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろ国民年金保険料の未納のお知らせが届き、その妻が銀行で夫婦の預金を引き出し、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって、夫婦二人分合わせて 8 万円ほどを A 銀行 B 支店（当時）で納付したと主張しており、その時期は第 2 回特例納付が実施されていた期間である上、その金額も申立期間の申立人の国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料額におおむね一致していることから、その主張は基本的に信用できる。

また、申立人の妻が保険料を納付したとする A 銀行 B 支店（当時）は、昭和 50 年ごろ存在し、国庫金の収納代理店であったことが確認できた。

さらに、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間である約 15 年間未納期間は無い。

加えて、申立期間のうち、申立人の妻の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は、社会保険庁の記録では未納となっていたところ、C 市の被保険者名簿では納付済みになっていたことから、平成 20 年 12 月に記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 48 年 3 月まで
昭和 49 年 3 月に結婚した。数か月後、国民年金保険料の未納のお知らせが届いた。私が銀行で夫婦の預金を引き出し、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって、夫婦二人分合わせて 8 万円ほどを A 銀行 B 支店（当時）で納付した。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろ国民年金保険料の未納のお知らせが届き、申立人自身が銀行で夫婦の預金を引き出し、国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって、夫婦二人分合わせて 8 万円ほどを A 銀行 B 支店（当時）で納付したと主張しており、その時期は第 2 回特例納付が実施されていた期間である上、その金額も申立期間の申立人の国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料額におおむね一致していることから、その主張は基本的に信用できる。

また、申立人が保険料を納付したとする A 銀行 B 支店（当時）は、昭和 50 年ごろ存在し、国庫金の収納代理店であったことが確認できた。

さらに、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間である約 36 年間未納期間は無い。

加えて、申立人の申立期間直後の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間は、社会保険庁の記録では未納となっていたところ、C 市の被保険者名簿では納付済みになっていたことから、平成 20 年 12 月に記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月28日から同年6月1日まで

昭和29年4月1日、A社に入社し平成2年12月31日に退職するまで、同社作成の証明書記載のとおり勤務を継続していたので、同社C支店の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務所がB社に対して行った照会に対する回答書、職歴証明書及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会票並びに同僚の証言及び事業所の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年6月1日にA社C支店から同社E支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は「申立期間に係る保険料を納付したものだと思料いたしますが、40年前の件であり、領収書等、確認できる資料は保存しておりません」と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所にに行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成3年4月まで
大学6年生の平成3年に、それまでは学生で国民年金に未加入だったため、A区役所で加入手続をした。窓口担当者に、今なら特例的に全額納付できる旨の説明を聞き、銀行で数十万引き出し手持金と合わせて支所で一括納付した。申立期間が未加入で未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学6年生の平成3年に、それまでは学生で国民年金に未加入だったため、A区役所で加入手続をしたと主張しているが、戸籍の附票により4年9月1日まではB区に住民登録を行っていることが確認できることから、申立時期にA区役所で国民年金の加入手続を行うことは困難であり、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立人の主張する時期に国民年金の加入手続が行われたと仮定してみても、平成3年3月以前について学生は任意加入であり、さかのぼって加入することができない上、申立期間当時は特例納付制度が無く、制度上さかのぼって国民年金保険料を納付することは困難である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 491

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年12月まで
昭和40年10月ごろ、婦人会の人か、義姉に勧められて国民年金に加入した。手続場所や国民年金手帳を受けた記憶は無いが、婦人会の人が、3か月分の保険料450円を自宅へ集金に来て集金袋に印を押したことを覚えているので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年10月ごろ婦人会の人か、義姉に勧められて国民年金に加入し、婦人会の人が3か月分の保険料450円を自宅へ集金に来て集金袋に印を押したと述べているが、国民年金の加入を勧めたとする申立人の義姉にも、その当時は未納が確認できる上、当時の保険料額は1か月100円であることから申立内容が不自然である。

また、申立人には2回国民年金手帳記号番号が払い出されているが、1回目は昭和47年1月に払い出されており、その時点で申立期間は特例納付によるほかは時効により納付できない期間であるが、申立人には、特例納付によりさかのぼって保険料を納付した記憶は無い上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）が無い上、ほかに関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 492

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 6 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 6 月から 48 年 3 月まで
私が 20 歳の時に母親が国民年金の加入手続をし、自治会の集金により保険料を納付していた。未加入、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿には資格取得日が昭和 48 年 1 月 1 日と記載されていることから、申立期間の大部分は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和 48 年 2 月ごろに申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出され、申立期間直後の昭和 48 年度及び 49 年度の国民年金保険料を申立人と同一日である昭和 50 年 12 月 25 日に過年度納付している申立人の次兄も申立期間は未納である。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていた申立人の母親も記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から49年12月まで
昭和40年3月に結婚し、同年4月に私が役場で夫の分と一緒に国民健康保険と国民年金に加入して、保険料を町の地区徴収員に納付していた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和40年4月に役場で申立人の夫の分と一緒に国民健康保険と国民年金の加入手続をし、町の地区徴収員に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は38年3月から41年6月までの期間は厚生年金保険に加入している上、一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の夫も申立期間は未納となっていることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は国民年金手帳を過去に1冊交付されたと述べており、その国民年金手帳が昭和49年11月以降に発行されたオレンジ色のものであることから、それ以前に国民年金手帳の交付は無かったと推認される。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人は申立期間の国民年金保険料を遡及^{そきゅう}して納付した記憶は無いと述べている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 49 年 12 月まで
昭和 40 年 3 月に結婚し、同年 4 月に妻が役場で私の分と一緒に国民健康保険と国民年金に加入して、保険料を町の地区徴収員に納付していた。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和 40 年 4 月に役場で申立人の分と一緒に国民健康保険と国民年金の加入手続をし、町の地区徴収員に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の妻は 38 年 3 月から 41 年 6 月までの期間は厚生年金保険に加入している上、一緒に国民年金保険料を納付していた申立人の妻も申立期間のうち厚生年金保険加入期間を除く期間は未納となっていることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 5 月ごろに夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の妻は申立期間の国民年金保険料を遡^{そきゅう}及して納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年3月までの期間、9年2月、同年3月、10年3月、同年11月、同年12月、11年3月、同年5月、同年8月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月から同年3月まで
② 平成9年2月及び同年3月
③ 平成10年3月
④ 平成10年11月及び同年12月
⑤ 平成11年3月
⑥ 平成11年5月
⑦ 平成11年8月
⑧ 平成11年12月

国民年金保険料については、間違いなく納付している。26歳ごろから毎年、確定申告をしており、申立期間当時の確定申告書（控）に国民年金の支払保険料が記載されているのに、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に係る年の確定申告書（控）を所持し、それに記載されている国民年金保険料の額は、当該年に納付しなければならない保険料の額とおおむね一致している。

しかし、申立人の国民年金保険料の納付年月日をみると、平成8年8月から同年12月までの国民年金保険料は9年4月3日に、9年12月の国民年金保険料は12年1月5日になっており、当該年に納付していない国民年金保険料額を確定申告している状況が見受けられることから、申立人から提出のあった確定申告書（控）の記載内容は信憑性が薄い。

また、申立期間は8回に及び、特に申立期間④から⑧までの期間は近接しており、これだけの回数^{びょう}の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい上、申立期間以外にも未納期間が多く見受けられる。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付していた申立人の妻に聴取しても、納付方法等についての記憶が曖昧であるため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 1 月まで
昭和 51 年 1 月より A 市において国民年金保険料の口座振替を開始し、元妻の分も含め申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したはずだ。私の元妻は納付済みとなっているのに、私のみ未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 1 月より A 市において国民年金保険料の口座振替を開始し、その元妻の分も含め申立期間の国民年金保険料を口座振替により納付したはずだと述べているが、戸籍の附票によると、申立人のみ 52 年 7 月ごろから同年 12 月ごろまで B 市に一時住所を移していることが確認できる。その際、申立人は特に口座振替停止等の手続はしなかったと述べているが、A 市によれば市外に転出した時点で、同市の口座振替データから削除されるため、転出者（申立人）が特に口座振替停止の手続を行わなくても結果的に口座振替は実施されなくなるとのことである。同様に再転入の際はデータ復活のため再度口座振替手続が必要とのことであった。

このことから、申立人は転出により口座振替が実施されなくなり、転出しなかった申立人の元妻は口座振替が継続していたものと推測される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月まで
昭和 50 年ごろ、ラジオの広報で、今なら過去の未納分も納付することが可能と聞き、A 市にある銀行で夫婦一緒に加入手続をし、夫婦二人分の保険料 4 万数千円をさかのぼって一括納付した。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年ごろに A 市にある銀行で夫婦一緒に加入手続を行ったと主張しているが、銀行では国民年金の加入手続を行っていない上、A 市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 4 月ごろに B 市において夫婦連番で払い出されており、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が主張する納付金額は、申立人が納付したとされる時期に実施した第 2 回特例納付の納付金額及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期の後に実施した第 3 回特例納付の納付金額とは乖離する。

加えて、申立人の夫も申立期間は未納期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から同年12月1日まで
② 昭和27年2月16日から同年4月1日まで

昭和26年5月に大学を中退し、同年6月から27年3月31日までA市のB社に勤務した。厚生年金保険の期間照会をしたところ、26年12月1日から27年2月16日までが被保険者期間となっている。勤め始めたのは田植の時期であり、27年3月末日まで勤務し、同年4月からはC社に勤務の傍ら夜間大学に通ったことを記憶している。B社に勤務した期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料が無い。

また、申立人が記憶している当時の上司及び同僚の複数の者についても、厚生年金保険の加入記録が確認できないほか、申立人の退職後に入社した人事労務管理担当者から、健康保険証の資格取得日が入社日と異なる者が複数いた旨の証言が得られるなど、当該事業所では従業員の厚生年金保険の資格について、入退社と同時に届出がなされていなかったことがうかがえる。

さらに、すべての申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について、上司や同僚からの証言が得られず、申立てに係る事実を確認できない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 212

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 2 月 28 日まで
昭和 53 年 4 月に A 社に入社した。仕事は販売で先輩について歩くだけで、後はスーパー回りや親戚や個人の家を回っていた。同社 B 支店は C 市 D 町にあり、給料から厚生年金保険料が天引きされていた。同社を 54 年 2 月に退社した。申立期間において厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 社は「申立人は委任契約販売員のため社会保険は未加入だった」と回答しており、当該事業所より当時の資料として提示のあった申立人の「一人別源泉徴収簿（報酬料金）」には支給金額、社会保険料及び所得税の記載欄があり、申立期間に係る所得税の控除の実績はあるが、社会保険料の控除は確認できない。

また、E 公共職業安定所からの雇用保険被保険者情報照会によると、申立人は、申立期間の前後の事業所での勤務期間については雇用保険被保険者資格を取得しているが、申立期間の雇用保険被保険者資格の取得は無く、A 社では委任契約販売員であった申立人の社会保険全般について資格取得をさせていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月から22年12月31日まで
昭和20年9月にA社（現在は、B社）に採用され34年1月1日に退職するまで継続勤務していた。給与も一般公務員より少し高かったので当然厚生年金保険には加入していたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

B社が保管する昭和33年ごろの社員名簿には所属、役職、氏名、生年月日、住所及び入社年月日が記載されており、同名簿によると、申立人の入社日は20年11月18日で、それ以降の勤務は確認できる。しかし、同社への事業所照会の結果では、入社日を厚生年金保険被保険者資格取得日として届出をしたか不明と回答があり、申立人と同じ勤務部門の職員の多くが入社日と資格取得日が異なる事実を確認できるものの、当時の担当者との連絡も取れず事情を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）の記録と同じ内容であることが認められる上、申立期間における健康保険整理番号は申立人まで連番で続き、欠番は無い。

さらに、申立人及びその妻は、当時の給与明細書の記憶が無く、厚生年金保険料が天引きされていたかを覚えていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から38年3月31日まで
昭和37年4月1日よりA大学（現在は、B大学医学部）医局より、C病院に赴任するよう指示があり単身赴任した。同病院では内科に所属して一般診療を行った。38年3月31日付けをもってA大学に帰属し、同年6月から同大学の臨床助手になった。申立期間について厚生年金保険被保険者期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無いが、D社作成の勤務証明書より、申立人が昭和37年4月16日から38年4月30日までC病院内科で勤務していたことが確認できる。

また、D社は当委員会からの照会に対して、当時、応援派遣医師については内規に「一般社会保険（健康保険・厚生年金保険・失業保険）の適用を除外する」と定めていたため、申立期間の厚生年金保険料を納付していないと回答している。

さらに、申立人の前任者、後任者及び同僚の応援派遣医師についても、C病院の勤務期間における厚生年金保険被保険者記録が無い上、申立人の申立期間における雇用保険被保険者資格取得の記録も無い。

加えて、E健康保険組合の健保記号番号順索引簿には申立人の記録は無く、整理番号は連番となっており欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

なお、仮に応援派遣医師が傷病になった場合、F県医師国民健康保険組合に加入し受診していたものと推察される。

また、B大学医学部によると、「申立人のC病院での勤務は、県知事の発令によるものではないので、申立人は同大学をいったん退職して、同社に勤務されたことになる」と回答していることから、同大学が加入するG県市町

村共済組合の被保険者ではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。